

# 「施設型給付費等に係る処遇改善等加算 に係る研修修了要件について（通知）」

## 改正概要

令和3年9月

# 処遇改善等加算 の賃金改善対象者に係る研修修了要件について

		保育所等	幼稚園	認定こども園
研修要件	副主任保育士、 中核リーダー、 専門リーダー	4分野以上の研修の修了  副主任保育士についてはマネジメント分野の研修を含むことが必要	計60時間以上の研修の修了  中核リーダーは15時間以上のマネジメント分野の研修を含むことが必要	計60時間以上の研修の修了  中核リーダーは15時間以上のマネジメント分野の研修を含むことが必要
	職務分野別 リーダー、若手 リーダー	担当する1分野の研修の修了	計15時間以上の研修の修了  担当する職務分野に対応する研修を含むことが必要	計15時間以上の研修の修了  担当する職務分野に対応する研修を含むことが必要
研修内容等	研修実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 都道府県</li> <li>• 都道府県の指定を受けた機関</li> </ul> <p>市町村、指定保育士養成施設、保育に関する研修の実績のある非営利団体に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 都道府県又は市町村（教育委員会を含む。）</li> <li>• 幼稚園関係団体、認定こども園関係団体のうち都道府県が適当と認める者</li> <li>• 大学、大学共同利用機関、指定教員養成機関、免許状更新講習開設者等</li> <li>• その他都道府県が適当と認める者</li> <li>• 園内研修を実施する幼稚園・認定こども園</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 都道府県又は市町村（教育委員会を含む。）</li> <li>• 認定こども園関係団体、幼稚園関係団体、保育関係団体のうち都道府県が適当と認める者</li> <li>• 大学、大学共同利用機関、指定教員養成機関、免許状更新講習開設者等</li> <li>• その他都道府県が適当と認める者</li> <li>• 園内研修を実施する認定こども園・幼稚園</li> </ul>
	対象となる研修内容	保育所等キャリアアップ研修として実施する以下の分野に係る研修 乳児保育、 幼児教育、 障害児保育、 食育・アレルギー対応、 保健衛生・安全対策、 保護者支援・子育て支援、 マネジメント  研修時間は各分野15時間以上	幼稚園教育要領等を踏まえて教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修	幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえて教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修
	研修修了状況の確認方法	加算認定自治体 <sup>(注)</sup> において、保育士等キャリアアップ研修の修了証により研修の修了状況を確認	加算認定自治体 <sup>(注)</sup> において、各施設が作成する研修受講履歴等により研修の内容及び修了状況を確認	加算認定自治体 <sup>(注)</sup> において、各施設が作成する研修受講履歴等により研修の内容及び修了状況を確認

(注) 都道府県、指定都市、中核市及び都道府県との協議により処遇改善等加算に係る事務を行う市町村

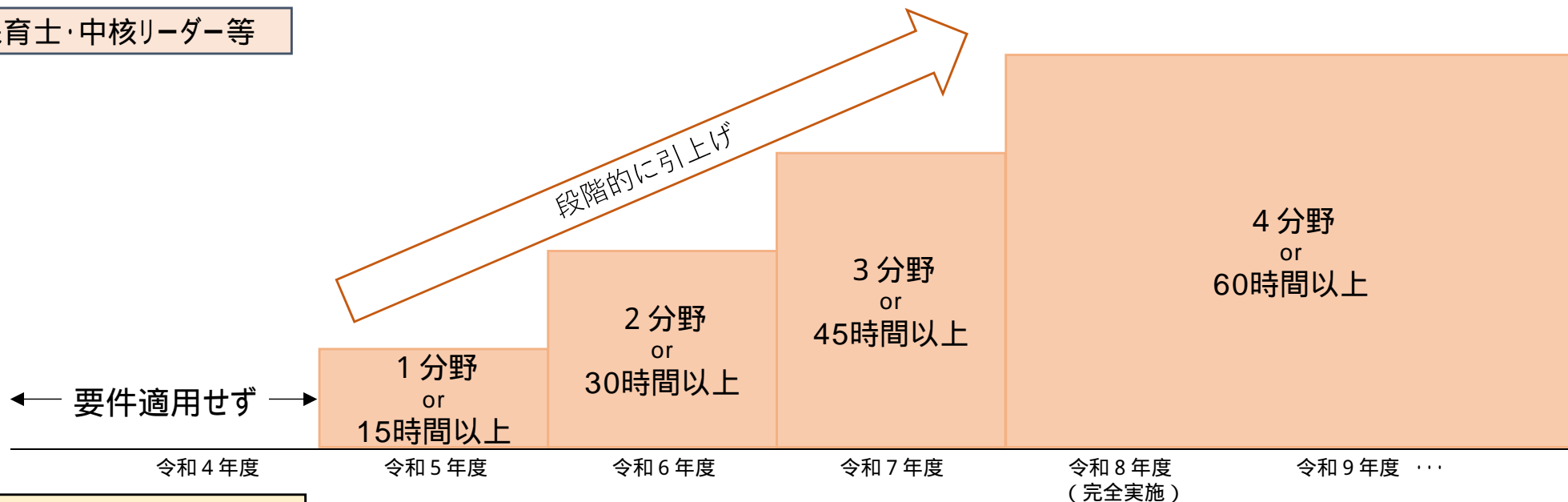
# 1. 研修修了要件の取扱い

新型コロナウイルス感染症の影響下において、地方自治体の研修実施体制の構築に一定の期間を要することを踏まえ、令和4年度からの研修修了要件の適用は行わない。

- 研修受講の重要性と円滑な要件の適用を考慮して、研修要件を段階的に適用することとし、副主任保育士・中核リーダー等については令和5年度、職務分野別リーダー・若手リーダーについては令和6年度を適用開始年度とする。

副主任保育士・中核リーダー等については、初年度に求める研修修了数は1分野（15時間以上）とし、令和6年度以降、毎年度1分野（15時間以上）ずつ必要となる研修修了数を引き上げる。

## 副主任保育士・中核リーダー等



## 職務分野別リーダー・若手リーダー



副主任保育士等において月額4万円の改善を行う者を1人以上確保したうえで、副主任保育士等に係る加算額を配分して賃金の改善を行う職務分野別リーダー等についても、令和6年度以降は、1分野（15時間）以上の研修修了が必要

## 2. 研修実施主体としての認定に関する事務の一本化（幼稚園・認定こども園）

幼稚園又は認定こども園に係る研修の実施主体としての認定に関する事務については、加算認定自治体<sup>（注）</sup>が行っているが、研修実施主体としての認定を行っていない加算認定自治体<sup>（注）</sup>が令和2年度末時点で、6割を超えているなど、研修機会の提供に係る体制整備が進んでいない状況にある。

（注）都道府県、指定都市、中核市及び都道府県との協議により処遇改善等加算に係る事務を行う市町村（特定市町村）

- 同一都道府県内に所在する市町村ごとに認定状況が異なることがないようにするとともに、関係団体による申請手続の簡素化を図ることで研修実施体制を早急に整備する等の観点から、令和4年度より、研修の実施主体としての認定に関する事務について都道府県に一本化して実施する。

### 改正前（令和3年度まで）

	研修実施主体の認定事務	認定の効力
	都道府県以外の加算認定自治体（指定都市、中核市、特定市町村）	認定した市町村に所在する幼稚園・認定こども園の研修実施主体として認定
	都道府県	指定都市、中核市、特定市町村以外の市町村に所在する幼稚園・認定こども園の研修実施主体として認定



### 改正後（令和4年度以降）

研修実施主体の認定事務	認定の効力
都道府県に一本化	<p>都道府県に所在する幼稚園・認定こども園の研修実施主体として認定</p> <p>令和3年度までに都道府県以外の加算認定自治体に研修実施主体として認定された主体（改正前）が、都道府県から認定されていない場合は、当該認定は、引き続き改正前の扱いとする</p> <p>令和3年度までに都道府県が認定した主体（改正前）の場合、改めでの認定は不要</p>

### 3. 研修修了の証明の取扱いについての明確化（幼稚園・認定こども園）

加算認定自治体により加算に係る研修を修了していることが確認された研修修了の証明については、他の加算認定自治体においても引き続き効力を有するものとして取り扱う。

- 加算に係る研修を修了していることの確認を受けていない研修修了の証明が、当該証明を発行した者を研修実施主体として認めていない都道府県又は当該都道府県の管内の加算認定自治体に提出された場合についても、加算に係る研修を修了したことを加算認定自治体において確認することにより、効力を有するものとして取り扱うことが可能。

